

## 豊橋市防災危機管理課キャラクター「ハッキーくん」使用要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、豊橋市防災危機管理課キャラクター「ハッキーくん」（以下「キャラクター」という。）の使用について必要な事項を定め、広く市民へキャラクターの利活用を促進することで、防災危機管理意識の高揚を図ることを目的とする。

### (キャラクターの使用)

第2条 キャラクターの使用に関する一切の権限は、豊橋市に属する。

2 豊橋市長（以下「市長」という。）は、一定の条件の下に、キャラクターの使用を承諾するものとする。

### (使用の承諾)

第3条 キャラクターを使用しようとする者は、あらかじめ市長の承諾を受けなければならぬ。ただし、次に掲げる場合については、この限りでない。

- (1) 国、地方公共団体、豊橋市又は公共的団体が使用する場合
- (2) 報道機関が報道の目的に使用する場合
- (3) その他、別途市長が承諾を要しないと認めた場合

### (使用の申込)

第4条 前条の承諾（以下「使用承諾」という。）を受けようとする者は、豊橋市防災危機管理課キャラクター「ハッキーくん」の使用承諾申込書（様式第1）（以下「申込書」という。）に次に掲げる書類を添えて、あらかじめ市長へ提出しなければならない。その申込内容に変更が生じたときも、同様とする。

- (1) 企画書等キャラクターの使用内容が分かるもの
- (2) その他市長が必要と認める書類

### (使用の制限)

第5条 市長は、キャラクターの使用目的が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用承諾をしないものとする。

- (1) 個人・団体のマーク又は商標として独占的に使用する場合
- (2) 政治、宗教、思想等の活動に利用しようとする場合
- (3) 法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれのある場合
- (4) 市のイメージを損なうおそれのある場合

### (承諾等の通知)

第6条 市長は、申込書が提出されたときは、その適否を決定し、豊橋市防災危機管理課キャラクター「ハッキーくん」の使用承諾書（様式第2）又は豊橋市防災危機管理課キャラクター「ハッキーくん」の使用不承諾通知書（様式第3）により、申込者に通知するものとする。この場合において、市長は、必要な条件を付すことができる。

(使用の方法)

第7条 キャラクターは、定められた形状、色等に従って正しく使用するものとし、その一部のみを使用し、又は変形して使用することはできない。ただし、市長が必要と認めた場合は、この限りでない。

(使用承諾の取消し等)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用承諾を取り消し、キャラクターを使用する者（以下「使用者」という。）に対し、使用物件の回収等の措置を講じることができる。

- (1) 使用者がこの要綱の定める事項に違反した場合
- (2) 使用者が使用承諾に付した条件に違反した場合
- (3) 申込書の内容に虚偽のあることが判明した場合
- (4) その他市長が適当でないと認めた場合

2 市長は、使用者にキャラクターの使用状況等について報告をさせ、又は調査をすることができる。

(停止措置等)

第9条 市長は、キャラクターの使用承諾を受けないで使用している者又は使用しようとしている者に対し、その使用の停止を求めるものとする。また、承諾を受けないで使用したことにより、市に損害を与えたときは、損害賠償請求をすることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年12月17日から施行する。